

産業文化センター条例（昭和59年岩手県条例第45号）第6条第3項の規定により、岩手産業文化センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和5年6月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる金額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 催事場（アリーナに限る。）、附属展示場及び屋外展示場

区 分				普通利用料金						特別利用料金
				9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
アリーナ	展示会、見本市、共進会、品評会、興行その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	1階及び2階を使用	円 299,600	円 325,400	円 408,200	円 542,700	円 733,700	円 951,000	1 付加利用料金 入場料を徴収する場合は、1日までごとに1日の最高入場料（アリーナ、附属展示場又は屋外展示場ごとに入場料を徴収する場合は、それぞれの施設ごとの最高入場料）の50人分に相当する額
		休日	1階のみ使用	245,800	266,800	334,700	445,000	601,500	779,800	
			その他の日	1階及び2階を使用	249,100	271,200	349,800	451,400	620,900	
		1階のみ使用		204,400	222,500	286,900	370,300	509,400	657,200	
	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	土曜日及び休日	85,200	93,100	116,300	155,200	209,400	271,500		
		その他の日	71,000	77,600	96,900	129,100	174,500	226,000		
附属展示場		土曜日及び休日	56,000	62,600	77,800	104,600	140,300	182,300		
		その他の日	47,100	52,200	65,100	86,600	117,300	151,700		
屋外展示場	第1屋外展示場	土曜日及び休日（0.5ヘクタールまでごとに）	25,500	27,400	34,450	45,800	61,850	80,250	2 電気料及び暖房料 （1）電気料 機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合又は冷房若しくは暖房を使用する場合においては	
		その他の日（0.5ヘクタールまでごとに）	21,000	22,950	28,650	38,200	51,600	66,850		
	第2屋外展示場	土曜日及び休日（0.5ヘクタールまでごとに）	11,550	12,620	15,760	21,010	28,380	36,770		
		その他の日（0.5ヘクタールまでごとに）	9,820	10,530	13,310	17,520	23,870	30,830		

第1ロッカー室	1,140	1,270	1,530	2,030	2,800	3,570	2主催者控室及び第3主催者控室に限る。)においては、実費を基準として知事が定める額
第2ロッカー室	1,140	1,270	1,530	2,030	2,800	3,570	
第1シャワー室	490	490	640	870	1,130	1,510	
第2シャワー室	490	490	640	870	1,130	1,510	
特別室	1時間までごとに2,530円						

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合には、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時までのときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの普通利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 アリーナを展示会、見本市、共進会、品評会、興行その他の催しに使用する場合には主催者事務室の普通利用料金は、無料とする。

3 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものに使用する場合には普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。

(1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。

(2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。

4 この表により算出した普通利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 催事場（会議室に限る。）及び会議場

区分	普通利用料金						特別利用料金	
	9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで		
催事場	A会議室	円 7,780	円 8,540	円 10,580	円 14,150	円 19,120	円 24,720	電気料 機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合（第3会議室、第4会議室及び第5会議室に限る。）又はエアコンディショナーを使用する場合（A会議室及びB会議室に限る。）においては、実費を基準として知事が定める額
	B会議室	4,720	5,110	6,380	8,540	11,490	14,920	
	C会議室	1,040	1,040	1,410	1,780	2,450	3,190	
会議場	特別会議室	32,010	34,940	43,690	58,240	78,630	101,930	
	第1会議室	6,400	6,990	8,720	11,640	15,710	20,360	
	第2会議室	8,540	9,320	11,650	15,540	20,970	27,190	
	第3会議室	16,030	17,450	21,840	29,120	39,290	50,960	
	第4会議室	32,010	34,940	43,690	58,240	78,630	101,930	
	第5会議室	16,030	17,450	21,840	29,120	39,290	50,960	
	第6会議室	8,540	9,320	11,650	15,540	20,970	27,190	
	第7会議室	9,610	10,490	13,090	17,450	23,580	30,540	
	第8会議室	17,090	18,630	23,290	31,060	41,930	54,360	
	第9会議室	32,010	34,940	43,690	58,240	78,630	101,930	
第10会議室	19,210	20,950	26,210	34,940	47,160	61,140		
特別室	1時間までごとに2,530円							

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合には、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時まで

のときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの普通利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものを使用する場合における普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。

(1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。

(2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。

3 この表により算出した普通利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金 (1回につき)	備 考
催 事 場	舞 台 設 備	せり上げ舞台	1 式 円 12,740	
		演台	1 卓 560	花台を含む。
		舞台用幕	1 式 6,370	
	音 響 設 備	放送設備	1 式 4,070	20チャンネル音響調整ワゴン及びマイ クロホン1本付き
		演奏ワゴン	1 式 2,300	マイクロホン2本付き
		コンパクトディスクプレーヤー	1 台 970	
		ミニディスクプレーヤー	1 台 970	
		DVDプレーヤー	1 台 970	
		はね返りスピーカー	1 組 700	
		マイクロホン	1 本 560	
		携帯用拡声器	1 式 760	マイクロホン2本付き
	照 明 設 備	フットライト	1 列 700	
		アッパーホリゾントライト	1 列 1,090	
		ロアホリゾントライト	1 列 560	
		ボーダーライト	1 列 870	
		サスペンションライト	1 列 1,090	
		シーリングライト	1 列 1,710	
		シーリングライト (リング上)	1 列 870	
		スタンド式ライト	1 組 290	
	映 像 設 備	ビデオカメラ	1 台 1,810	
		WEBカメラ	1 台 1,810	
		オーバーヘッドプロジェクター	1 台 950	
		スクリーン	1 台 510	
ス ポ ー ツ 用 具	テニス用具	1 式 640	ボール及びラケットを除く。	
	バレーボール用具	1 式 640	ボールを除く。	
	バドミントン用具	1 式 410	シャトルコック及びラケットを除く。	

等	卓球用具	1式	810	ボール及びラケットを除く。	
	電光表示盤	1式	5,700	2面1式	
その他	ピアノ	1台	4,340		
会議場	音響設備	マイクロホン	1本	560	
		無線式音声受信機	1台	80	
		コンパクトディスクプレーヤー	1台	970	
		DVDプレーヤー	1台	970	
		携帯用拡声器	1式	760	マイクロホン2本付き
	照明設備	ピンスポットライト	1台	1,500	
	映像設備	液晶プロジェクター1	1台	3,140	スクリーン(200インチ)付き
		液晶プロジェクター2	1台	850	スクリーン(100インチ)付き
		プラズマディスプレイ50型	1台	1,200	
		液晶ディスプレイ65型	1台	1,200	
		ビデオカメラ	1台	1,810	
		WEBカメラ	1台	1,810	
		オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,420	
		スクリーン	1台	510	
	その他	レーザーポケットマーカー	1台	130	
ポータブルステージ		1台	450		
インターネット設備		1式	510		

備考1 9時から13時まで、13時から17時まで又は17時から21時までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時までの使用の場合は3回使用したものとする。

2 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間4時間までごとに1回の利用料金を徴収する。

2 利用料金の適用年月日

令和5年10月1日